

業務委託仕様書

令和3年度										
業務委託	南伊勢町可燃ごみ処理施設クリンセンターなんとう精密機能検査業務委託									
委託箇所	度会郡南伊勢町 東宮 地内									
工種	精密機能検査									
委託費	金	円也	{ 工事価格 消費税相当額		円	円				
工期	令和3年11月15日			長	巾					
工事の大要						起工の理由				
灰等採取 ごみ質検査 分析費	1式 1式 1式					別紙				

業務費内訳書(総括)

費目	工種	種別	細目	単位	数量	単価	金額	適用
技術業務費								
	直接人件費			式	1			第1号明細書
	直接経費							
		電子成果品等作成費		式	1			
		旅費交通費	(設計協議・現地調査)	日	4			第3号明細書
		計						
	その他原価			式	1			
	間接原価			式	1			
		計						
	業務原価			式	1			
	一般管理費等			式	1			
	分析費							業務費内訳書(分析費)
		計						
	業務価格							
	改め計							
	消費税相当額			%	10			万円止め
		合						
		計						

第1号明細書

作業項目	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計	適要
1.協議及び打合せ							初回・中間1回・最終
2.施設の概要調査							
3.運転管理実績調査							ごみ室等調査は分析費内訳書に計上
4.設備・装置の状況調査							
(1)書類調査							
(2)現地調査							建築・機械・電気/耐火物
5.維持管理状況調査							
6.処理機能の比較検討・評価・改善点の指摘							
7.総括							聞取調査含む
合計							
金額							

2号明細書

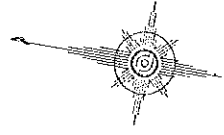
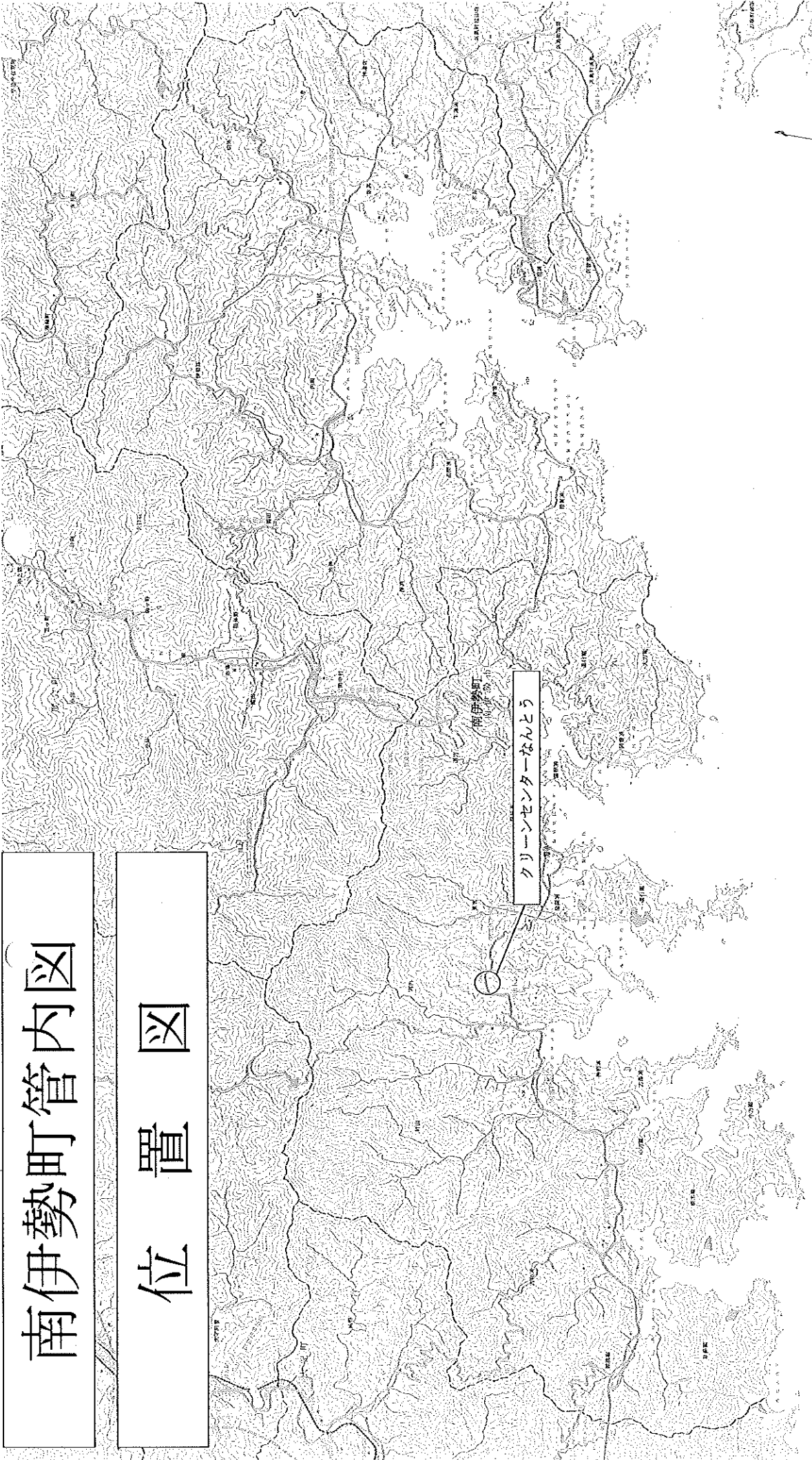
項目	品位	数量	単位	単価	金額	備考
分析費						
飛灰		1	式			
重金属含有量	カドミウム、鉛、六価クロム、水銀、アルキル水銀、ヒ素、セレン	2	検体			
重金属溶出量	カドミウム、鉛、六価クロム、水銀、アルキル水銀、ヒ素、セレン	2	検体			
主灰		1	式			
重金属含有量	カドミウム、鉛、六価クロム、水銀、アルキル水銀、ヒ素、セレン	2	検体			
重金属溶出量	カドミウム、鉛、六価クロム、水銀、アルキル水銀、ヒ素、セレン	2	検体			
熱しやく減量		4	検体			
排ガス	ばいじん、SOX、NOX、HCl、温度	1	式			
噴霧水	ph、SS、塩素イオン	1	式			
合計		1	式			

3号明細書

項目	品位	数量	単位	単価	金額	備考
旅費交通費	ライトバン運転					
ガソリン	自家用車レギュラー		L			
ライトバン	1500cc運転		時間			
ライトバン	1500cc供用	1	日			
高速道路料金	津IC～玉城IC	1	往復			
合計		1	式			1日当たり

南伊勢町管内図

位置図



1 : 5 0 0 0
1000 3000 1500 2000 3000 4000m

(南伊勢町可燃ごみ処理施設クリーンセンターななとう)

精密機能検査業務委託

仕 様 書

南伊勢町

本仕様書は、南伊勢町（以下「発注者」という。）が発注する可燃ごみ処理施設（以下「施設」という。）の精密機能検査業務（以下「業務」という。）に適用する。従って見積にあたっては、本仕様書および発注者が指定する書類に準拠して作成するものであり、本仕様書等に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、業務受託者（以下「受託者」という。）の責任において実施すること。

第1章 共通仕様書

1. 目的及び準拠する法令等

本業務は、ごみ焼却処理施設における機能等を維持及び保全するため、『一般廃棄物処理施設精密機能検査要領(環整95号昭和52年11月4日公布『一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について』)』に基づき、施設概要、運転実績、設備・装置状況及び処理機能状況を調査・把握し、維持管理基準等と比較した上で処理負荷並びに処理機能を検討し、今後の施設運営及び維持補修に必要な改善点に関する意見を求めるものである。

なお、本業務を行うにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年12月25日法律第137号)及び南伊勢町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年10月1日条例第130号)、同施行規則(平成17年10月1日規則第91条)、南伊勢町廃棄物処理場条例(平成17年10月1日条例第131号)、同施行規則(平成17年10月1日規則第92条)、本仕様書その他、関係法令等に準拠し報告書等を作成するものとする。

本仕様書に規定する検査は、『ごみ焼却施設各種試験マニュアル「ごみ処理に係る各種試験方法」(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課編集)』に規定する方法によるものとし、計量証明等公的分析試験データを提出するものとする。

2. 委託業務名称及び委託期間

委託業務名称：令和3年度 南伊勢町可燃ごみ処理施設
クリーンセンターなんとう精密機能検査業務委託
委託業務期間：契約日～11月15日

3. 業務場所

三重県度会郡南伊勢町東宮2297番地
南伊勢町可燃ごみ処理施設クリーンセンターなんとう

4. 施設の概要

(1)施設名称	南伊勢町可燃ごみ処理施設クリーンセンターなんとう
(2)施設所管	南伊勢町役場環境生活課
(3)施設所在地	三重県度会郡南伊勢町東宮2297番地
(4)施設規模	別添図面のとおり
(5)建設年度	平成10年3月竣工(供用開始：平成10年4月)
(6)設計施工	三和動熱工業株式会社(現、エスエヌ環境テクノロジー株式会社)

- | | |
|---------|--|
| (7)処理方式 | ストーカ式燃焼装置(焼却能力 8.24t × (8h 79m/8.79h) × 2 炉) |
| (8)受入供給 | ピット&クレーン |
| (9)処理工程 | 別添処理工程フロー図のとおり |

5. 業務カルテ作成登録

契約金額(税込業務価格)500万円以上の業務について、受注者は、(財)日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報入力システム(CORINS・TECRIS)に基づき、「業務カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後に(財)日本建設情報センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを発注者に提出すること。

なお、提出期限は原則次のとおりとする。

- (1) 受注時登録データの提出期限は契約締結後の土日・祝日を除く10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は検収合格後の土日・祝日を除く10日以内とする。
- (3) 業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合は変更があった日から10日以内に変更データを提出することとする。

本項目については、工事請負代金額(税込工事価格)が500万円未満の場合は発注者と協議の上、省略することが出来るものとする。

6. 業務管理及び提出書類

受注者は、本業務を遂行するために必要とされる専門能力と類似業務経歴を持つ技術者を管理技術者及び照査技術者として選任するものとする。

また、管理技術者及び照査技術者として、自社に在籍する下記の各号の者を配置し、管理技術者及び照査技術者は在籍6ヶ月以上の恒常的な雇用者であり、それぞれを兼ねることはできないものとする。

なお、管理技術者・照査技術者は主要な打ち合わせには必ず出席し、業務に支障がないようにするものとし、業務途中において、発注者が中間報告を求めたときは、直ちに提出することとする。

- (1) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門の衛生工学又は、衛生工学部門の廃棄物管理)の資格者を配置すること。
- (2) 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門の衛生工学又は、衛生工学部門の廃棄物管理)もしくは、RCCM(廃棄物)の資格者を配置すること。

受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、各工程についての業務実施計画を立案するとともに、下記の各号に掲げる書類を提出して発注者の承認を得なければならない。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務完了届
- (3) 管理技術者及び照査技術者届及び業務経歴書(資格証については写しを提出)
- (4) 管理技術者及び照査技術者の資格証及び恒常的雇用者(6か月以上の雇用)であることを証明する書類
- (5) 業務実施計画書及び業務工程表

- (6) 業務打ち合わせ簿・協議書
- (7) 納品書
- (8) その他必要な書類(三重県業務委託共通仕様書参照)

7. 貸与資料

業務の遂行に必要な資料について、発注者が所有するもので貸与して差し支えないものについては所定の手続きの上、受託者に貸与するものとする。受託者は貸与された資料等について、業務完了時にすべて発注者に返却するものとする。

8. 業務内容等の説明

業務完了時の成果物提出時および発注者が必要と認めた場合は、本業務内容について、資料を提示し説明を行うものとする。

9. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

10. 秘密の保持

本業務実施過程において知り得た内容及び資料・成果品は、発注者の許可なく外部に公表若しくは貸与・譲渡等をしてはならない。また、複製することも禁じ、中立性を厳守しなければならない。

11. 調査のための立入り

受注者は、調査のために施設内に立ち入る場合はあらかじめ発注者に立ち入り日時の報告をしなければならない。なお、他人の所有する土地・建物等に立入る場合も同様とし、所有者の同意を得た上で立入ることとする。

12. 業務に係る経費

業務の履行に係る諸経費について、特別な場合を除き原則として、すべて受託者の負担とする。

13. 業務の変更等

業務内容に変更があった場合には、協議の上変更を行うことが出来るものとする。なお、計画・設計の進捗に伴い、実施の必要性に疑義が生じた項目については速やかに発注者へ報告を行うこと。

14. 業務完了時の検査

受託者は、成果物提出時に発注者の実施する完了検査を受けるものとし、検査の合格をもって業務の完了とする。ただし、検査に不合格となった場合は、受託者は直ちに本業務によ

り得られた成果物の修正等を行うものとし、発注者の再検査を受けるものとする。

15. 成果品の帰属等

本業務において作成した成果品等の一切は、発注者に帰属するものとし、発注者の許可なくその一切を複製及び使用してはならない。

16. 疑義

本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、受託者は発注者に照会し、その指示に従うものとする。

第2章 特記仕様書

1. 協議及び打合せ

焼却施設の状況を職員等より聞き取り、調査のための協議及び打合せを行うこと。

また、検査の日程については受注者が契約時に提出する業務実施計画書及び業務工程表を発注者監督員が確認後、協議の上決定するものとする。

なお、『一般廃棄物処理施設精密機能検査要領(環整95号昭和52年11月4日公布『一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について』)』を遵守し、改正や当業務に関連する環境省通達等があった場合は発注者に報告するとともに改正・通達後の『一般廃棄物処理施設精密機能検査要領』に従い当業務を実施することとし、このことにより当仕様書に追加が生じた場合については、発注者・受注者にて協議する。

2. 施設の概要調査

ごみ焼却施設の概要、処理工程、今までの補修・改造工事の履歴・内容について既存資料等により調査すること。

なお、資料の貸与については受注者が本業務に必要となる貸与依頼資料一覧(様式は任意)を作成し発注者監督員に提出することとし、貸与の可否については発注者監督員が内容を確認後、借用書の提出を指示するものとする。

3. 運転管理実績調査

(1) 運転管理実績

月別の搬入量、焼却量、残灰量、粉塵量、使用電力量、用水量、補助燃料消費量の実績を調査する。

(2) 作業状況

投入、焼却、灰出し、通風等の工程ごとに日常の作業状況を調査する。また、火室、煙道の清掃、集じん器の点検等定期作業の内容について調査する。

(3) ごみ質等検査

ごみ質については三成分(水分、灰分、可燃分)・物理組成(資源化可能物の割合等)、粉塵については重金属含有量・溶出量、残灰については熱灼減量および重金属含有量・溶出量、排ガスについては、ばいじん・SOX・NOX・HCl・温度等、排水については、pH・BOD・COD・SS・重金属含有量・温度を検査する。なお、排ガスについては、排ガス処理設備の入口および出口で検査する。

検査は、『ごみ焼却施設各種試験マニュアル「ごみ処理に係る各種試験方法」(厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課編集)』に規定する方法によるものとし、受託者にて分析試験を実施(各1検体)するものとする。

(4) 処理条件と処理効果

投入工程、燃焼工程、排ガス処理工程、排水処理工程等工程のそれぞれについて機能を設計基準と比較し検討する。

4. 設備・装置の状況調査

各施設の設備・装置の状況について、現場での目視等による検査を行い、設備・装置ごとの状況を調査すること。採用する診断技術については、可能な限り非破壊検査手法を用いて構成設備・機器の機能診断の目的に適合した検査技術を選択するものとし、破壊検査が必要な場合は発注者の同意を得ることとする。

なお、破壊検査を行った場合の修繕費用等については受注者の負担とする。

(1) 土木・建築設備

外観を検査し、亀裂・損傷箇所の有無、漏水、浸水の有無等を調査すること。

(2) 機械設備

外観及び作動状況を検査し、腐蝕・損傷箇所の有無、装置の振動、異常音、その他を調査すること。

(3) 耐火構造設備

炉内面の煉瓦壁の状況確認として、クリンカーの溶着(廃棄物中のガラス分、プラスチック分、アルミ分などが高温で焼却され溶け出し、空気の対流で炉内壁面に付着したもの)状況、スポーリング欠損(耐火物の剥落)状況、目地厚の状況、その他耐火構造設備等に支障があると判断される状況を検査すること。

(4) 電気設備

外観及び保守点検状況を検査すること。

(5) 計装設備

管理計器の故障、設備状況及び指示値の異常等を検査すること。

(6) 配管等設備

外観を検査し、腐蝕・損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他を調査すること。

5. 維持管理状況調査

施設の運転実績及び維持管理状況について既存資料及び発注者が貸与する試験データ及び、第2章第3項にて受注者が調査した試験データ等により状況を把握し、分析すること。

(1) 運転管理実績

- ① 搬入量、焼却量、粉塵量、焼却残渣量
- ② 電力量、用水量、燃料使用量

(2) 作業工程状況

- ① 投入工程
- ② 焼却工程
- ③ 排ガス処理工程
- ④ 灰出し工程

(3) ごみ質、灰の性状、排ガス等の状況

- ① ごみ質
- ② 灰質

③ 熱灼減量

④ 排ガス

(4) 噴射水等の水質調査

pH、SS、塩素イオン等を受託者にて分析試験を実施(各1検体)するものとする。

6. 処理機能の比較検討・評価・改善点の指摘

各施設の設備・装置の調査結果に基づき、それぞれの機能について設計数値と比較検討すること。

また、それぞれの設備・装置について、良、要補修、要交換、改造等に区分し、対象箇所を写真等にて撮影し、関連付けを行うこと。

7. 総括

各調査、分析結果に基づき、総括的な評価を行い、改善点を指摘し、今後の整備方針、施設の延命化に対するコスト計算を提起すること。

また、必要に応じて、第2章第2項から第5項までの項目に関し、既設プラントメーカーへの聞き取り調査等も行うこと。

第3章 成果品の提出

受注者は、本業務の成果品として下記のとおり提出すること。

- | | |
|---------------------------------------|-----|
| 1 クリーンセンターなんとう精密機能検査業務報告書(A4版くるみ製本) | 10部 |
| 2 サンプリングコア等(破壊検査手法を採用しなかった場合は不要) | 一式 |
| 3 検査に基づく見解書及び改修工事実施時にかかる費用等を積算した参考資料等 | 一式 |
| 4 その他発注者が指示するもの | 一式 |
| 5 上記2を除く各成果品電子データ(ワード・エクセル形式、CD-ROM等) | 一式 |

暴力団等不当介入に関する特記仕様書

1 契約の解除

南伊勢町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条及び第4条の規定による措置を受けたときは、当該契約の解除ができるような措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び町長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察への通報又は町長への報告を怠った旨の公表をする。
- (3) 優良工事施工団体表彰の表彰日までに(1)による指名停止又は文書注意を受けた者については、町の推薦基準に基づき、表彰対象から除外するものとする。